平成２８年（フ）第１３号
宮城県栗原市志波姫八樟新田９番地６
債務者　小野寺浩史
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第２１号
秋田市楢山太田町３番56号　アーバンティならやま205号
債務者　谷藤　容子
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３２号
新潟市秋葉区金沢町１丁目６番21号
債務者　宮入　　勝
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３５号
新潟市江南区天野１丁目11番４号
債務者　平木　　武
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４０号
新潟市東区紫竹４丁目21番61号　エスポワールＣ棟210号、前住所新潟県村上市山辺里764番地７
債務者　中村　啓吾
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７号
長野県岡谷市加茂町２丁目17番216号
債務者　藤牧惠美子
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第５号
鳥取県鳥取市立川町５丁目239番地26、旧住所鳥取県岩美郡岩美町大字浦富680番地５特別町営住宅６号
債務者　橋本　夏子
1　決定年月日時　平成28年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３３号
大分県津久見市中央町８番26号
債務者　上杉　　明
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１６号
鹿児島県霧島市隼人町見次298番地　グランドパレス203号
債務者　石嶺　　咲
1　決定年月日時　平成28年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第３９号
大阪市生野区生野西１丁目１番17号　ハイツ栄和201号、旧住所静岡県焼津市石脇下106番地の10
債務者　小澤　亜子
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３８３号
愛知県豊田市司町１丁目４番地　マンション司305号
債務者　後藤　和廣
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午後３時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３３号
静岡県富士市大淵174番地の32、前住所静岡県富士宮市万野原新田3208番地の６　パークホームズ24　307号室
債務者　阿部　照美
1　決定年月日時　平成28年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月11日午前11時
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第５９号
栃木県宇都宮市江曽島町1315番地２　テラス陽南台Ｉ棟　103号室、前住所栃木県宇都宮市花房３丁目１番27号　メゾンサンフラワー201号室
債務者　岸　　隆行
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第６０号
栃木県宇都宮市江曽島町1315番地２　テラス陽南台Ｉ棟　103号室、前住所栃木県宇都宮市花房３丁目１番27号　メゾンサンフラワー201号室
債務者　岸　　美穂
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第８８０号
大阪市東淀川区豊里４丁目１番８―123号
債務者　石山英美こと　宋　　英美
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７４号
香川県坂出市御供所町２丁目２―26ルイーズ坂出207、住民票上の住所岡山市北区下足守1675番地
債務者　林　　哲史
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月17日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部